



平成27年5月15日

各位

会社名 宮越ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 宮越 邦正
(コード番号 6620 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 板倉 啓太
(TEL 03-3298-7111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第4回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行およびこれに伴う上場制度の整備などを踏まえ、当社の取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化および経営の健全性と透明性の向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、当社定款について所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、責任限定契約に関する規定を一部変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日(予定) 平成27年6月26日

4. その他

当社は、当社第4回定時株主総会まで監査役会設置会社であり、本定款変更の効力が生じた時をもって、取締役全員が任期満了となるため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の選任を併せて付議いたします。各役員候補者につきまして

は、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

なお、本件に伴うコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、本定款変更の効力発生日以降速やかに「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出してお知らせいたします。

以 上

（下線は変更箇所を示す）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条（条文省略）</p> <p>（機 関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役</u></p> <p>（3）<u>監査役会</u></p> <p>（4）<u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条（現行どおり）</p> <p>（機 関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（3）<u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条（条文省略）</p> <p>（<u>自己の株式の取得</u>）</p> <p><u>第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>
<p>第 8 条～第 11 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 12 条～第 14 条（条文省略）</p> <p>（決議の方法および議決権の代理行使）</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名</p>	<p>第 7 条～第 10 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 13 条（現行どおり）</p> <p>（決議の方法および議決権の代理行使）</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>3 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名</p>

現行定款	変更案
<p>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条～第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役</p> <p>（員 数）</p> <p>第18条 当会社に、取締役 7名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（選任決議）</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>（任 期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第16条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役</p> <p>（員 数）</p> <p>第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任決議）</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（任 期）</p> <p>第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(取締役会の組織および権限)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、法令に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(招集者および議長並びに招集通知)</p>	<p><u>の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(取締役会の組織および権限)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、法令に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。<u>ただし、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(招集者および議長並びに招集通知)</p>

現行定款	変更案
<p>第25条（条文省略）</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>（決議の方法）</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について、提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（議事録）</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 監 査 役</u></p> <p>（員 数）</p> <p>第29条 当会社に、監査役5名以内を置く。</p> <p>（選任決議）</p> <p>第30条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分</u></p>	<p>第24条（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>（決議の方法）</p> <p>第25条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について、提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p><u>第7章 監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の組織および権限)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 当社の監査役全員をもって、監査役会を組織する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>2 監査役会は、法令に定める事項のほか、当会社の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>3 監査役会は、監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項については、法令および本定款の定めのほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 8 章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 9 章 計 算 第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第29条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令および本定款の定めのほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 7 章 会計監査人 第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 8 章 計 算 第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 286 837 416"><u>第46条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="188 477 437 510">第47条（条文省略）</p> <p data-bbox="475 571 555 604">（新設）</p> <p data-bbox="475 618 555 651">（新設）</p>	<p data-bbox="866 477 1145 510">第37条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1090 571 1302 604">第 9 章 附 則</p> <p data-bbox="882 618 1398 651"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="866 667 1525 891"><u>第38条 当社は、第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>